

令和 2 年 10 月 6 日
建設水道常任委員会資料
建設部建設総務課

宇治市都市下水路条例を廃止する条例を制定するについて

1. 改正の経過

昭和49年に都市計画決定されました西宇治都市下水路は、市街地の雨水を排除し、すみやかに河川等に排水するための施設ですが、宇治市公共下水道（洛南処理区）事業計画拡大に伴い、西宇治都市下水路の排水区域が包含され、宇治市都市計画下水道（西宇治都市下水路）を廃止することとなりました。宇治市において下水道法に規定する都市下水路がなくなることとなり、都市下水路に関連する条例である「宇治市都市下水路条例」を適用することがなくなるため、廃止しようとするものです。

2. 西宇治都市下水路について

名 称	西宇治都市下水路
	起点 宇治市伊勢田町浮面44番地先
	終点 宇治市神明宮北109番5地先
排水区域	約121ha
管渠延長	約3,390m

3. 施行の時期

公布の日から施行する。



凡 例	
	宇治市公共下水道（洛南処理区）排水区域界
	廃止する区域
	廃止する管渠

事業名	宇治都市計画下水道事業		
名称	京都府木津川流域関連宇治市公共下水道都市計画西宇治都市下水路		
図面名	総括図（雨水）		
作製年度	令和元年度	縮尺	1:20,000 図番 1/1
宇 治 市			

西宇治都市下水路

